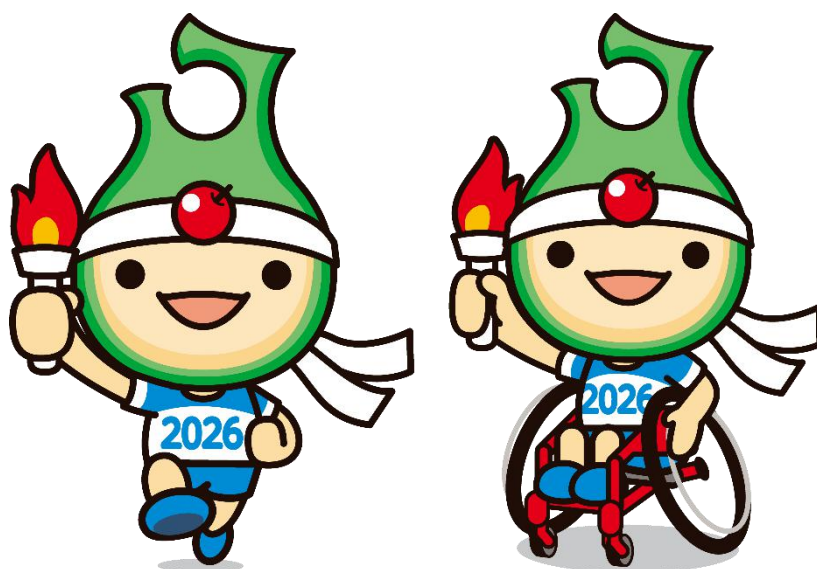


標章及びマスコット等の使用の手引

2025年3月



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

はじめに

この「使用の手引」は、令和8（2026）年に青森県で開催する「青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）」及び「青の煌めきあおもり障スポ（第25回全国障害者スポーツ大会）」（以下「国スポ・障スポ」という。）における標章及びマスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。

標章及びマスコット等を使用する場合は、国・地方公共団体等が公共目的で使用する場合を除き、原則として事前に申請が必要です。

デザイン使用のルールや注意事項等に留意し、広くご活用ください。

（青の煌めきあおもり国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等の使用について*第1版*をご参照ください。）

注意事項

使用目的が以下の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、又は使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ① スポーツ及び国スポ・障スポの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ② 標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- ③ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- ④ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ⑥ 使用目的が明らかでないとき。
- ⑦ 国スポ・障スポ協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- ⑧ その他会長が不相当と認めるとき。

【お問い合わせ・提出先】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県国スポ・障スポ局総務企画課広報・県民運動グループ

TEL：017-734-9184 FAX：017-734-8032

E-mail：（共通）pr2026@pref.aomori.lg.jp

公式 Web サイト



※全国障害者スポーツ大会シンボルマークについては「障スポ課障スポ運営グループ」へ

TEL：017-734-9186 FAX：017-734-8011

<https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp>

使用の手続き

【公共目的使用】

1 主な使用例

(1) 国、市町村など

- ◇ 広報誌に掲載したい
- ◇ 国スポ・障スポのPR看板、のぼり旗をつくりたい
- ◇ 啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）

(2) 体育・スポーツ協会、競技団体など

- ◇ スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
- ◇ チームのTシャツをつくりたい

(3) 学校など

- ◇ 校内行事のプログラムに掲載したい
- ◇ 運動会の旗にマスコットを入れたい

(4) 民間企業

- ◇ 社内報に掲載したい（外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの）

2 使用許可申請について

マスコット等を公共目的で使用する場合は、あらかじめ「公共目的使用許可申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、県実行委員会へ提出してください。

なお、次に該当する場合は申請の必要はありませんが、デザイン使用がルールに適合しているかを確認するため、使用前に県実行委員会へご連絡ください。

-
- ① 市町村の第80回国民スポーツ大会又は第25回全国障害者スポーツ大会の準備（実行）委員会が使用するとき。
 - ② 国、地方公共団体、JSPQ、公益財団法人青森県スポーツ協会、特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会、青森県特別支援学校スポーツ連盟、特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟及び青森県内の市町村体育・スポーツ協会又はこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
 - ③ 第80回国民スポーツ大会においてデモンストレーションスポーツ又は公開競技を実施する団体が使用するとき。
 - ④ 第25回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体が使用するとき。
 - ⑤ 保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認定こども園が使用するとき。
 - ⑥ 県実行委員会の構成団体が使用するとき。
 - ⑦ 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - ⑧ その他会長が特に認めるとき。
-

3 使用報告について

標章やマスコット等を使用した場合は、「使用報告書（様式第2号）」を各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県実行委員会へ提出してください。ただし、上記⑦の場合は、提出する必要はありません。

【商業目的使用】

1 主な使用例

- お菓子や飲料などの商品パッケージに印刷したい。
- 愛称・マスコットを使用したTシャツをつくって販売したい。
- 商品販売促進のための景品に使用したい。
- マスコット型の遊具を製作し、有償貸与したい。

2 使用許可申請について

標章及びマスコット等を商業目的で使用する場合は、あらかじめ「商業目的使用許可申請書（様式第4号）」に必要事項を記入のうえ、県実行委員会へ提出してください。

なお、JSPOに申請が必要なものと、県実行委員会に申請が必要なものを組み合わせて商業利用したい場合は、先にJSPOに申請して許可書をもってから、許可書の写しを添付して県実行委員会へ申請してください。

3 使用料について

1 販売を目的とするもの（商品）…小売価格（消費税等賦課前）×製造数×10%

2 販売以外を目的とするもの

（1）景品、有償貸出等……製造価格×製造数×10%

（2）広告宣伝……使用する媒体の広告料×10%

※ただし、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、協議により決定

3 その他、営利を目的とするもの…協議により決定

4 使用料の免除について

次に該当する場合は使用料を免除することができます。使用許可申請の際に、「使用料免除申請書（様式第6号）」を県実行委員会へ提出してください。

- （1）市町村の第80回国民スポーツ大会又は第25回全国障害者スポーツ大会準備（実行）委員会が使用するとき。
- （2）国、地方公共団体、JSPO、公益財団法人青森県スポーツ協会、特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会、青森県特別支援学校スポーツ連盟、特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟及び青森県内の市町村体育・スポーツ協会又はこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- （3）第80回国民スポーツ大会においてデモンストレーションスポーツ又は公開競技を実施する団体が使用するとき。
- （4）第25回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体が使用するとき。
- （5）保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認定こども園が使用するとき。
- （6）その他会長が特に認めるとき。

5 使用報告について

標章やマスコット等を使用した場合は、「使用報告書（様式第2号）」を各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県実行委員会へ提出してください。

デザイン使用のルール

愛称・スローガン等の規程書体やマスコットキャラクターデザイン等は、青の煌めきあおもり^{きら}国スポ・障スポのイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、それぞれの大きさやレイアウト、色には特定の規則性を持たせています。

誤った使い方にならないように、次の点に注意して使用してください。

使用方法について不明な点がある場合は、県実行委員会へご相談ください。

■書体・字間を変えない

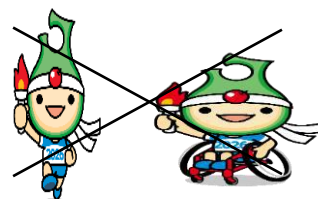
~~青の煌めきあおもり国スポ~~

~~青の煌めきあおもり国スポ~~

■書体を分断しない



■縦横の比率やバランスを変えない



■書き加えない、他のものを重ねない、取り除かない、反転させない、色を変えない



※アップリート君の展開形「フリーボード」は文字等を重ねて使用できますが、内容によっては使用を許可できない場合があります。

※背景に重ねて使用することは可能です。

※デザイン構図の都合により、マスコットの一部分が見切れてしまう場合はご相談ください。

■ 誤った組み合わせをしない



■ 協賛企業を想起させる表現を使用しない



~~「〇〇はあおもり国スポ・障スポを応援しています」~~

~~「〇〇はあおもり国スポ・障スポを支援しています」~~

【使用可能な表現】

「みんなで応援しよう！あおもり国スポ・障スポ」

「頑張れ！あおもり国スポ・障スポ」

「あおもり国スポ・障スポの成功を祈念しております」

■ マスコット名の表記のお願い

マスコットキャラクター単体での使用の際は、あおもり国スポ・障スポのマスコットであることが分かるような表記をお願いします。

(表記例)



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
公式マスコット「アプリート君」

■ シンプルデザインについて

より印象的に国スポ・障スポをPRするため、歓迎装飾等や広く県民に配布する広報物品・応援グッズ等に使用するデザインとして、以下のシンプルデザインを推奨します。必要に応じてマスコットや愛称・ロゴマークと組み合わせて使用してください。

○ 背景色をカラー番号で指定できる場合（横断幕等の印刷物に使用する場合）

ロゴの色展開は、オリジナルカラー、ホワイトのみです。

※ デザインデータを提供します

(背景色の指定：印刷物等で使用)

C=100、M=67、Y=3、K=18

(背景色の指定：Webデザイン、Word・パワーポイント等で使用)

R=0 G=72 B=145



○背景色を指定できない場合（広報グッズ、ポロシャツ等に使用する場合）

ロゴの色展開は、オリジナルカラー、ホワイト、ブラックのみです。

青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポの効果的なPRのため、背景をカラー番号で指定できない場合であっても、印刷の対象物は青系統（水色～紺色）にすることを推奨します。



- ・「2026AOMORI」の配置は、対象物に応じて横に並べてもかまいません。
 - ・AOMORIの部分で、市町村名のローマ字表記としてもかまいません。その際、文字の色は使用ロゴの色にあわせ、オリジナルカラー・ホワイトの場合→ホワイト、ブラックの場合→ブラック としてください。
- ※ ご使用になる際は、デザインデータを提供します。ご不明点がございましたら
総務企画課 広報・県民運動グループへご相談ください。

Q & A

Q 1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム（販売はしない）にマスコットデザイン等を使用できますか？

A 1 公共目的使用許可申請書を提出いただくことにより使用が可能となります。父母会等で応援Tシャツをつくる場合にも、同様の手続きが必要となります。

Q 2 スポーツ活動に直接関係のない個人や団体は、マスコットデザイン等を使用できますか？

A 2 使用者が国スポ・障スポの気運醸成に寄与したいとの思いで使用される場合には、原則的に媒体に制限はありません。詳細は個別にご相談ください。

Q 3 申請はメールでできますか？

A 3 申請書をメールで提出していただくことができます。手続等の事前相談もメールで受け付けていますので、ご相談ください。

Q 4 商品カタログや会社案内にマスコットデザイン等を使用してよいですか？

A 4 社外向け（顧客、取引先等）への配布を目的として製作される印刷物に使用する場合は、商業目的使用に該当するため、商業目的使用許可申請書の提出と、使用料「製作費用×10%」を納付していただくことで使用が可能となります。

Q 5 営業用のチラシやサンプル品等にマスコットデザイン等を使用して、試作してもよいですか？

A 5 商業目的使用に該当しますが、試作だけであれば使用料は免除となります。営業の目的で対外的に使用する場合は、使用料の納付が必要となります。

Q 6 受注販売により事前に製造数量を確定することが困難です。申請書にはどのように記入すればよいですか？

A 6 申請時点での見込みの数量を記入してください。その数を超えて製造する場合は使用内容変更申請書を提出していただくことになります。

Q 7 規程書体になっている文字を、書体等のデザインを変えて使用することは可能ですか？

A 7 規程書体の構図・色等のデザイン自体を変えることはできません。ただし、会議資料等で単に文字列として使用する場合は問題ありません。

Q 8 名刺や制作物にマスコットデザイン等を使用し、「（企業名等）はあおもり国スポを応援しています」等の言葉を入れたいのですが可能ですか？

A 8 「〇〇はあおもり国スポ・障スポを応援しています」又は「〇〇はあおもり国スポ・障スポを支援しています」という文言は、協賛企業以外は使用することができません。企業以外の団体であっても、誤解を与える恐れがありますので違う表現の使用をお願いいたします。

Q 9 J.Gマークとマスコットデザイン等を組み合わせたデザインで商品を作りたい場合は県実行委員会にどのように申請すればよいですか？

A 9 JSPOに申請が必要なものと、県実行委員会に申請が必要なものを組み合わせて商業利用したい場合は、先にJSPOに申請して許可書をもってから、許可書の写しを添付して県実行委員会へ申請してください。

Q10 JSPOのJAPAN GAMESロゴについて、公共目的であれば県実行委員会に申請すればよいですか？

A 10 JSPOのJAPAN GAMESのロゴについては、公共目的であれば県実行委員会に申請してください。

Q11 シンプルデザインを使用する場合、申請は必要ですか？

A 11 デザインに含まれている「2026」は県実行委員会の標章となっているので通常の申請と同様の手続きとなります。また、「A O M O R I」の字体や色も推奨デザインとしてください。